

新吉田第二小学校いじめ防止基本方針

平成 29 年 4 月策定

令和 5 年 2 月改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

法令 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

(1) 組織の構成員

校長・副校長・児童支援専任・教務主任・児童指導部員・養護教諭等

※必要に応じて、心理や福祉の専門家（学校カウンセラーやスクールソーシャルワーカー）の参加を求める。

(2) 委員会の運営

- ①いじめ事案に対して、担任や一部の教職員で抱えることなく、いじめ防止対策委員会が中核となり組織的に取り組む。「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月 1 回以上、定期的に開催する。いじめの疑いがあった場合は、臨時に「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ②校長を責任者とし、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- ③重大事態が起こった場合は、「学校いじめ防止対策委員会」が中核となって調査を行う。いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする。

(3) 委員会の活動内容

①未然防止に向けての活動

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・「学校いじめ防止対策委員会」の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知

②早期発見・事案対処に向けての活動

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合の情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった組織的な対応

③取組の検証に向けての活動

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・「学校いじめ防止基本方針」における年間計画に基づく、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・「学校いじめ防止基本方針」が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、いじめの未然防止への取組を行う

- ① わかる授業、すべての児童が参加・活躍できる授業の工夫。
- ② ペア学年による活動の充実。
- ③ 友人関係、集団作り、社会性の育成を図り「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等の活用
- ④ いじめをしない・させない人権・道徳教育の推進
- ⑤ 学校生活のルールやマナーを守るスタンダードの実施
- ⑥ 総合リハビリテーションの学校支援スタッフによるコンサルテーションの実施
- ⑦ 情報モラル教育の実施。外部機関による出前授業の実施。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるという事実を踏まえ、些細な兆候であっても、いじめの疑いを持って、いじめを積極的に認知し、早期発見につなげる。

- ① 職員による日ごろの観察と情報の共有による、いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり
- ② 生活アンケートの実施（5月・12月）
- ③ 定期的な教育相談の実施
個人面談（6月・1月）スクールカウンセラーによる教育相談
- ④ いじめの定義理解を含む教職員への研修
- ⑤ 保護者、地域、関係機関との連携

(3) いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、直ちに学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

- ① いじめ防止対策委員会を中核とした組織的な対応の徹底、情報共有、記録
- ② 被害児童・保護者への支援、加害児童・保護者への指導・支援
- ③ 警察等関係機関、専門家との連携

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。また、いじめの解消に至るまでの継続的に組織的な支援をする。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 教職員等への研修

児童生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修や、法の確実な運用を行うための研修等、学校での研修を行う。

- ① 児童理解研修
- ② いじめ防止に関する研修

(6)学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「新田・早渕中学校区 学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

- ・学校運営協議会、地区懇談会、学校説明会

(7)取組の年間計画

月	活動内容
4	引継ぎ 年間計画の検討 第二小スタンダードの確認 地域訪問
5	いじめの定義・児童理解研修 「いじめ早期発見のための生活アンケート（記名式アンケート・面談）」実施 リハセンターによるコンサルテーション
6	個人面談① 新田・早渕中学校区 学・家・地連での話合い
7	生活アンケート実施①（YPアセスメント） 新田・早渕中学校区地区懇談会での話合い
8	校内研修（学級状況チェックシート分析） いじめ防止職員研修 横浜子ども会議 早渕中ブロック合同研修会
9	情報モラル教育出前授業（5、6年）
10	小中交流 新田・早渕中学校ブロック
11	リハセンターによるコンサルテーション 学校運営協議会
12	人権週間 いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン実施（無記名式アンケート・面談）
1	個人面談② 生活アンケート実施（YPアセスメント）② 校内研修（学級状況チェックシート分析）
2	学校運営協議会 年度末反省
3	次年度に向けて、課題・活動計画の検討 年間の振り返り、新年度への引き継ぎ
年間	いじめ防止対策委員会（月1回・随時） 児童についての情報共有

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

(2) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。「学校いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、「横浜市いじめ防止基本方針」をふまえて見直しを検討し、措置を講じる。必要があると認められる際には、学校いじめ防止基本方針を改定し、あらためて公表する。